

第 10 期第 3 回岸和田市文化振興審議会会議録

1. 審議会の名称	第 10 期第 3 回岸和田市文化振興審議会
2. 開催日時	平成 30 年 11 月 30 日（金）午後 2 時～午後 4 時 15 分
3. 開催場所	岸和田市立文化会館 創作実習室 2
4. 公開・非公開の別	公開
5. 出席者	稲垣委員、長田委員、金森委員、木津川委員、西念委員、 新谷委員、数宝委員、田中委員、谷委員、塚本委員、 中塚委員、平松委員 以上 12 名
6. 欠席委員	小島委員 以上 1 名
7. 事務局	大西魅力創造部長、赤井文化国際課長、田宮参事、 中島担当員、島岡担当員 以上 5 名
8. 傍聴者	なし
9. 次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱式 3. 報告 岸和田市文化振興条例の一部改正について 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の 施行について 4. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化振興計画の進捗状況について 庁内における取組み (2) 文化施設（浪切ホール・自泉会館・マドカホール） 3館の取組み (3) 文化振興事業について 5. その他 6. 閉会
10. その他	
会議録承認	平成 30 年 12 月 28 日

次第

■ 1.開会

■ 2.委嘱式

■ 3.報告

(1) 岸和田市文化振興条例の一部改正について

「文化芸術振興基本法」の名称が「文化芸術基本法」に変更されたことに伴い、昨年12月議会において本市文化振興条例も一部改正を行った。

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行について（資料6）

今年6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定された。本市文化振興条例では、第13条に障害を抱えた方に関する規定を定めているが、個別計画の策定については現時点で未定である。

(会 長) 障害者による文化芸術活動について、岸和田市は推進できているのか。これからの課題であるのか。

(事務局) 文化振興条例のなかでも障害者が行う文化芸術の充実について定めており、アートマルシェの中でも障害者を対象とした事業を行っているが、まだ発展させるところまでは至っていない。今後とも継続して取り組んでいきたい。

(委 員) 最近の文化施策では、ユニバーサルデザインであるとか、「誰もが使いやすくて分かりやすい」ということが注目されている。障害のある人でも楽しめるような工夫をしてほしい。

(委 員) 奈良県にたんぽぽの家という障害者のための施設があるが、中にカフェもあり、おしゃれで外観も格好いい。障害者の人の作品づくりから販売まで、上手く仕組み作りをしている。せっかく法律もできたのだから、このように上手に活用できたらいいのではないか。

(会 長) 50年ほど前、私の知り合いで京都大学の教育学部を卒業後、自ら進んで盲学校の教員になった方がいた。今でこそ障害者教育をいろんな方が語っており、別に珍しくないが、大学を出て望んで盲学校の教員になる方は大変珍しかった。その方は、その後短大の教授になり、障害者教育に影響を与えた。現在になって、やっと障害者のための文化振興に関する法律ができたが、もっと早くできていなか

ればならなかった。これからは、障害者も健常者も同じように文化を享受、創造できるようにならなければならない。岸和田でもそういう取り組みがどんどん進められていき、岸和田を見習え、と言われるようになればいい。

■ 4. 議題

- (1) 岸和田市文化振興計画の進捗状況について 庁内における取組み（資料1、7、8）
資料1の説明。庁内関係課は28課。事業数は72本。
資料7、8の説明。年度毎に、基本目標別に事業数をまとめたもの。

(委員) 資料1の1ページ目にある、各市民センターが図書館業務を委託した件について、どのような形で外部委託をしたのか教えてほしい。

(事務局) 市民センターについては部門が違うので詳しいことはわからないが、窓口業務は委託をして、選書などは本館ですと聞いている。

(委員) 説明のなかで、平成28年度から29年度で事業費が大幅に減ったとあったが、それは文化国際課の事業費のことなのか。

(事務局) ここで言う事業費は全課の総事業費になる。各課の予算執行の詳細はわからないが、当課では28年度に丘陵地区でアートイベントを行ったが、29年度は実施しなかったということなども、影響していると考ええる。

(委員) 感想だが、自己評価についてAが多いなと感じた。A以外が少ない。

(会長) 事務局に伺うが、自己評価がAの課は評価が甘いのか。

(事務局) 自己評価はそれぞれ担当課がしており、それを受けて当課がヒアリングをしているものでもない。例えば、資料1の3ページ、事業番号23 学校教育課が読書活動事業をB評価としている。今後の課題として、中学校には週1回しか図書館コーディネーターを派遣できていないと挙げており、担当課として計画より進んでいないと評価して、B評価をしたと考える。一方、同ページの事業番号22 人権教育課が人権啓発事業をS評価としている。自己評価をみると、非常に多くの市民が展示作品を鑑賞してくださり、良いご意見も受けてS評価にしたのであろうと考える。

当然、当課については、文化芸術分野の視点を持って判断しているが、他課は文化芸術を主とした事業を実施していないため、評価することが難しいと思われる。

(委員) 自己評価がBとなっている事業番号 23 読書活動事業だが、中学校へのコーディネーターの派遣が週 1 回しかできていないのは、コーディネーターが足りないからなのか、予算が足りないからなのか、何が原因なのか。

(事務局) 学校教育課が、実施内容として小中学校に各 2 回派遣すると記載している以上、予算の問題ではないと推測する。結果として、中学校に 1 回しか派遣できなかったということだと思う。

補足であるが、事業費に記載の金額は 29 年度の決算額になる。なお、原因として考えられる要素としては、中学校のカリキュラムの関係もあろうかと思う。

(2) 文化施設（浪切ホール・自泉会館・マドカホール）3 館の取組み

資料 2、3 により説明。

(委員) 自分の関係している仕事でもあるので紹介させてほしいのだが、障害者の人たちのアートは「マインドアート」といい、一定世界では評価されているが、アートとして評価される作品を作れるよう指導する指導者がなかなかいない。障害者の人から芸術を引き出すためには専門知識がいる。また、一般のところにそのような作品を出しても、アートと評価される機会が少ない。

(会長) 障害者の方を指導するのはなかなか大変なことだと思う。指導者がいないと話があったが、協力してくれる方が増えれば良い。

(委員) 取組みを見たときに、鑑賞できる機会が多くて良いと思った。実際ステージを観たときに、やってみたい・体験したいと思う子どもが多いと思う。そういうときにワークショップや参加型の公演があると、芸術をしたいと思う人が増えるのではないか。その点で、マドカホールのアートマルシェやアウトリーチは非常に良い事業であると感じるし、このような事業が増えれば良いと思う。また、3 館合同事業は、市民が文化芸術に参加できる機会を提供しているという点でとても良い事業だと思うので、今後も充実させてほしい。

(会長) こうであってほしいという意見なので、ぜひ応えてあげてほしい。

(3) 今年度の文化振興事業について

資料 10、チラシにより説明。

(委員) 文化祭について、学校関係が行う作品展の展示時間が短く、子どもたちが見に来ることができない。子どもが、仲間や自分の作品を鑑賞して、そこから何か学べるような時間のための展示にしないといけないと思う。時間的に低学年は観に来ることができるが、高学年は展示を観られないまま終わってしまう。また、他の団体は土日開催しているが、学校関係は平日に開催している。土日なら遅い時間でなくても観に来られるはずだが。

(事務局) 作品展の展示時間は、担当している学校のスケジュールによる。ただ、例えば10時から17時まで展示しているところを、もう少し時間を延長すれば、より多くの方にご来場いただけるのではないかと、事務局としても感じている。また、土日については、開催希望の団体が多いこともあり、文化祭実行委員の中で調整されている。文化祭期間の10月のうち土日は4回しかない。結果として、いずれかの団体は平日開催になってしまうのが実情である。

実は過去に、一度だけ学校に依頼して、18時まで展示をしてもらったことがある。そのときは、確かに来場者が多かったが、その翌年度から先生のご都合からか、また17時までとなってしまった経過もある。

(委員) 平成31年度に予定している塩田千春氏の赤い糸の作品展について、イメージが湧かないので教えてほしい。

(事務局) 今のところの案だが、展示場に入って真正面あたりに赤い糸の作品を制作し、設置をする。それ以外の作品を持ってくることは難しいので、別のスペースに他の作品のパネルを展示する、というものを考えている。

(委員) この文化振興審議会は年1回くらいの開催なのか。事業の進捗状況等ご報告いただき、資料もいただいたが、これはどういう形で次年度に活かされているのか。審議会で議論されたことは、次年度に反映されているのか。また、審議会の資料は各部署にも配付しているのか。

(事務局) 全ての意見を即座に反映することは難しいが、いただいた意見は関係する組織体にも伝達し、反映させたい。資料については公表をしている。

(会長) 最後に、副会長から何かあれば。

(副会長) 確認だが、資料7と8の右肩にある事業費の金額は、これで間違いなのか。非常に金額が大きいように思う。大阪府や大阪市の文化予算が約3億円なので驚いた。それでも、日本の文化予算は、フランスやドイツと比べると桁違いに少ないのだが。

(事務局) 金額は間違いないが、事業費に指定管理料も含まれているため、その影響が大きいものと思われる。数字を比較するのであれば、条件等が全て一緒なのかどうかを検証する必要がある。

(副会長) 本日冒頭にあったように、新たに法律が施行され、障害者について明記されるようになったが、具体的にどう対応するかについては触れておらず、各都道府県市町村によって具体化することとされている。

また、芸術文化の分野においては、人材を育成することが非常に重要だと考えている。3館の取り組みで説明いただいた中にもあったアウトリーチやワークショップ等の事業を実施するためには、それに関わる芸術家と、参加したい人々を繋ぐプロデューサー的な人材が必要である。しかしながら、そういった人材には国家資格がなく、また新しく改正された文化芸術基本法にも明記されておらず、身分も保障されていない。今後基本法を運用していく中で、この点については大きな課題である。

さらに、改正された文化芸術基本法では、やたらと文化振興が産業や観光に結び付けられている。文化の本質は、人の心に安らぎや潤いを与えることであるが、そういったことも基本法の中では謳われていない。基本法にもあるように、実際に文化施策を実施するのは市町村であり、岸和田市の文化施策は岸和田市に委ねられている。この審議会がきっかけとなり、文化花咲く岸和田市になってほしいと願う。

■ 5.その他

事務局より事務連絡

■ 6.閉会

会長よりあいさつ

(会 長) 文化振興計画の内容は多面にわたっている。それぞれ目標のなかで、課題もありながら、努めます、促進しますなどの力強い言葉が見受けられる。これが、紙の上だけの言葉とならぬよう、実際に実現していけるよう期待している。